# ○女性警察官の採用・登用拡大推進委員会 の設置について

平成23年4月19日 大通達甲(警)第5号 大分県警察本部長から 本部各課・所・隊長、 警察学校長、各警察署 長あて

改正 平成24年3月28日大通達甲(刑)第3号、(警)第4号、(生)第2号、(備)第1号

女性警察官の採用及び登用の拡大を積極的に推進することにより、大分県警察における業務水準の向上と男女共同参画の推進を図るため、別添のとおり「女性警察官の採用・登用拡大推進委員会設置要綱」を定め、警察本部に女性警察官の採用・登用拡大推進委員会を設置したので、所属職員に周知徹底されたい。

別添

## 女性警察官の採用・登用拡大推進委員会設置要綱

#### 1 設置

警察本部に、女性警察官の採用・登用拡大推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### 2 任務

委員会は、女性警察官の採用及び登用の拡大を積極的に推進することにより、大分県警察における業務水準の向上と男女共同参画の推進を図ることを任務とする。

## 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって 充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

委 員 生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警務部参事官兼首席監察官、 警察学校長及び警務部参事官兼警務課長

#### 4 運営

- (1) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (3) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 5 幹事会

- (1) 委員会の事務を補佐するとともに、関係する各部門が連携して効果的に施策を推進するため、委員会に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもっ

て充てる。

幹事長 警務部長

副幹事長 警務課長

- 幹 事 会計課長、教養課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企 画課長、警備第一課長及び警察学校副校長
- (3) 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- (4) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- (5) 幹事長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置し、特定事項について検討を 行わせることができる。
- 6 庶務

委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

# 附 則

この要綱は、平成23年4月19日から施行する。

附 則(平成24年3月28日付け大通達甲(刑)第3号ほか)

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。